

男女間賃金差異に関する情報公表

公表日 令和 8 年 9 月 3 日

令和 7 年度	男女間賃金差異 (男性賃金に対する女性の賃金の割合)
全職員	81.9%
正規職員	91.9%
臨時職員	81.9%

対象期間：令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日まで）

賃金：基本給、超過勤務に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

臨時職員：契約職員、嘱託職員、パート職員

※パート職員については、所定労働時間（8 時間）で換算した人員数を基に平均
年間賃金を算出